

研究ノート

市町村における財政調整基金残高と
財政健全化策に関する質問紙調査報告[†]

鷺 見 英 司

概 要

本稿は、全国市町村を対象とした質問紙調査を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大前後において各団体が望ましいと考える財政調整基金残高の水準と地方財政健全化法下での財政健全化策の実態を把握することを目的としている。質問紙調査の回収率は57.2%（978 / 1,709 市町村）であり、また回収団体は全国の市町村分布を反映している。集計結果から、第1に、令和元年度決算で見た財政調整基金残高（標準財政規模比）と市町村が望ましいと考える水準の最頻値は共に10～20%であった。さらに、より多くの財政調整基金残高を保有している団体ほど、望ましいと考える以上の財政調整基金残高を実際に保有してきたことが確認された。第2に、新型コロナウイルス感染症拡大後の望ましい財政調整基金残高の水準の最頻値は以前の水準と同じ10～20%であることが確認された。これは国からのコロナ対策交付金を前提とした結果とみることができる。第3に、政令市では平均16.2の財政健全化策が実施されるなど都市では平均して10以上の対策が実施されてきたが、町村では平均して6～7の対策しか行われていないことも確認され、人口規模の大きい団体での厳しい財政状況が背景にあったと推察される。

I. はじめに

本質問紙調査は、地方公共団体にとって望ましい財政調整基金残高の水準に関する設問、財政運営における参照団体に関する設問及び財政健全化策に関する設問から構成されており、各市町村が適正と考える財政調整基金残高の水準と地方財政健全化法下での市町村における財政健全化策の実態を把握することを目的としている¹⁾。

表1に調査概要を示したように、本調査は2020年12月1日から12月25日に、全国市町村の財政担当課を対象として郵送法によって実施した。ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を考慮して福島県内の9町村²⁾をあらかじめ除いたため、対象団体は1,709市町村である。回答団体数は978、

[†] 本調査に回答いただいた市町村財政担当課職員の皆様には心より感謝申し上げます。本研究はJSPS 科研費18K01646の助成を受けたものである。

1) さらに、本調査を含む研究では、統計分析を通じて財政調整基金残高の適正・合理的水準を推定し、それと本調査で把握した各市町村が適正と考える財政調整基金残高の水準とを比較することを目的としている。

2) これらは町村V-0に属する5団体、V-1に属する1団体及びV-2に属する3団体である。

回収率は57.2%（1,709市町村に対する割合）である。本調査では、調査結果の類似団体別や財政状況別の比較等を行うために、市町村名を公表しないことを条件に、都道府県名と市町村名の記載を依頼したところ、1団体を除く977団体で回答票に市町村名の記載があった。本稿で扱う「全団体」とは全国1,718市町村から福島県内9町村を除く1,709市町村を指し、「回答団体」とは回答があった978団体のうち、市町村名の記載があった977市町村が（設問によって未回答があるため）上限である。

表1. 調査の概要

	概 要
調査対象	全国市町村 1,709 団体 財政担当課（ただし、福島県内 9 町村を除く）
調査期間	2020 年 12 月 1 日～12 月 25 日
調査方法	郵送調査法
回収団体数	978 市町村
回収率	57.2%（978 回収団体 / 1,709 配布団体）

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、回答団体の特徴を明らかにする。第3節では、まず、新型コロナウイルス感染症拡大前の市町村が望ましいと考える財政調整基金残高の水準（問1）と実際の財政調整基金残高を明らかにし、つぎに、感染症拡大後（2020年末時点）で市町村が望ましいと考える財政調整基金残高の水準（問2）と感染症拡大前後の変化についてまとめる。第4節では、財政運営における参照団体について調査結果をまとめる。第5節では、地方財政健全化法下での財政健全化策について明らかにし、第6節では本調査の主な結果についてまとめる。なお、文末に本質問紙調査票を掲載している。

II. 回答団体の特徴

本調査の回答団体は以下に示すように、実際の市町村の分布を反映している。

第1に、表2には政令指定都市（以下、政令市）、中核市、施行時特例市（以下、特例市）、都市、町及び村の区分別回答団体割合（区分別回答団体数 / 区分別全団体数）を示している。表2より、本調査では、政令市の回答団体が20団体中9団体で50%をわずかに下回ったものの、それ以外は半数以上から回答を得ており、偏りなく回答が得られたことが確認できる。

第2に、表3には、回答団体の類似団体別分布と全団体の類似団体別分布及びこれらの分布差を示している。総務省の定義では都市の類似団体は16区分に分かれているが、本稿では8区分に集約し、町村も同様に15区分を10区分に集約している³⁾。表3の都市のⅠからⅣと町村のⅠからⅤは人口規模別区分、都市の0から3と町村の0から2は産業構造（産業別就業者割合）を指している⁴⁾。たとえば、都市Ⅰ-01は人口0.5万人未満で、二次産業と三次産業の就業者割合の合計が90%未満の団体のグループである。

3) 就業者割合区分において、都市では0（第三次産業就業者割合55%未満）と1（同55%以上）、2（同65%未満）と3（同65%以上）、町村では1（同60%未満）と2（同60%以上）を合計して独自に区分している。

4) 詳細は総務省「平成30年度類似団体別市町村財政指数表」を参照。

表3より、分布差が21区分のうち（2区分⁵⁾（都市Ⅱ-23、町村Ⅰ-0）を除く）19区分でその絶対値が1ポイント以内に収まっていることから、回答団体は類似団体区分で見た実際の市町村の分布を反映しているとみることができる。さらに、回答団体は都道府県別の分布も偏りなく反映している（付表1参照）。

第3に、回答群と非回答群の間に、財政調整基金残高の分布に有意な違いが存在するかどうかを確認するためにKolmogorov-Smirnov検定（以下、KS検定）を実施した。図1には、財政調整基金残高（標準財政規模比）の回答群（図1点線）と非回答群（図1実線）の分布（カーネル密度推定）が示されている。都市の回答群（464団体）の平均値は19.1%、レンジ（最小値から最大値）は0～86.4%、非回答群（328団体）の平均値は18.0%、レンジは1.1～66.3%である。町村の回答群（513団体）の平均値は37.9%、レンジは1.0～416.5%、非回答群（404団体）の平均値は41.8%、レンジは1.0～414.5%である。KS検定の結果、回答団体と非回答団体の財政調整基金残高（標準財政規模比）の分布は、都市と町村共に5%有意水準で異なることが示された。

表2. 団体区分別回答割合

	回答団体	全団体	回答割合
政令指定都市	9	20	45.0
中核市	32	62	51.6
施行時特例市	14	23	60.9
都市	409	687	59.5
町	415	737	56.3
村	98	180	54.4
計	977	1,709	57.2

（注1）回答割合は回答団体／全団体で算出。

（注2）全団体は福島県の6町3村を除く団体数。

表3. 類似団体区分別分布

	団体数		分布		分布差	
	回答団体	全団体	回答団体	全団体		
政令指定都市	9	20	0.9	1.2	-0.25	
中核市	27	54	2.8	3.2	-0.40	
施行時特例市	19	31	1.9	1.8	0.13	
都市	I-01	94	163	9.6	9.5	0.08
	I-23	71	109	7.3	6.4	0.89
	II-01	50	81	5.1	4.7	0.38
	II-23	116	179	11.9	10.5	1.40
	III-01	11	22	1.1	1.3	-0.16
	III-23	42	80	4.3	4.7	-0.38
	IV-01	2	5	0.2	0.3	-0.09
	IV-23	23	48	2.4	2.8	-0.45

⁵⁾ 分布差は絶対値で都市Ⅱ-23は1.40ポイント、町村Ⅰ-0は2.09ポイントである。

		団体数		分布		分布差
		回答団体	全団体	回答団体	全団体	
町 村	I-0	63	146	6.4	8.5	-2.09
	I-12	60	112	6.1	6.6	-0.41
	II-0	60	96	6.1	5.6	0.52
	II-12	93	146	9.5	8.5	0.98
	III-0	21	36	2.1	2.1	0.04
	III-12	64	110	6.6	6.4	0.11
	IV-0	14	24	1.4	1.4	0.03
	IV-12	52	94	5.3	5.5	-0.18
	V-0	2	5	0.2	0.3	-0.09
	V-12	84	148	8.6	8.7	-0.06
計		977	1,709	100.0	100.0	—

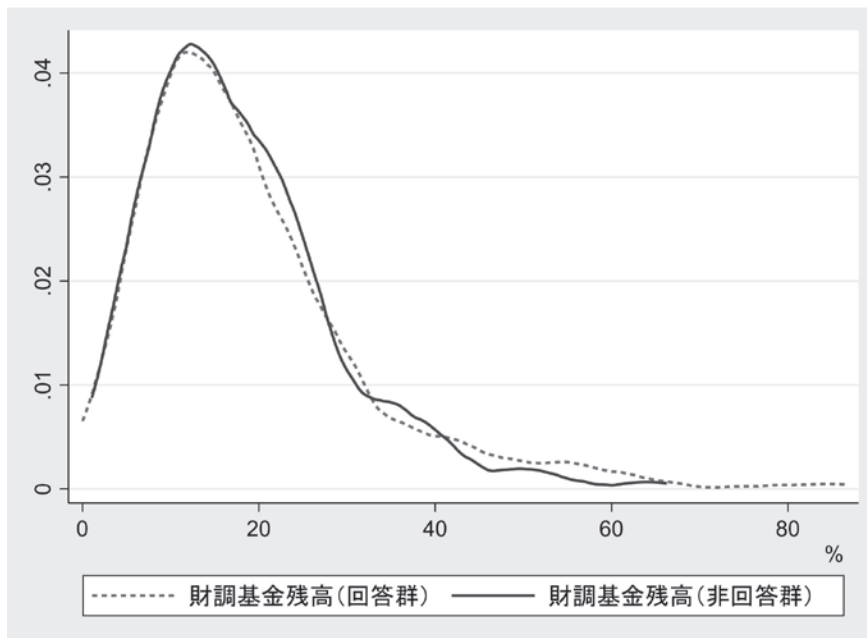
(注1) 都市のⅠは5万人未満, Ⅱは10万人未満, Ⅲは15万人未満, Ⅳは15万人以上, 町村のⅠは0.5万人未満, Ⅱは1万人未満, Ⅲは1.5万人未満, Ⅳは2万人未満, Ⅴは2万人以上である。

(注2) 都市の「01」は二次と三次産業就業者割合の合計が90%未満, 「23」は同合計が90%以上であり, 町村の「0」は二次と三次産業就業者割合の合計が80%未満, 「12」は同合計が80%以上である。

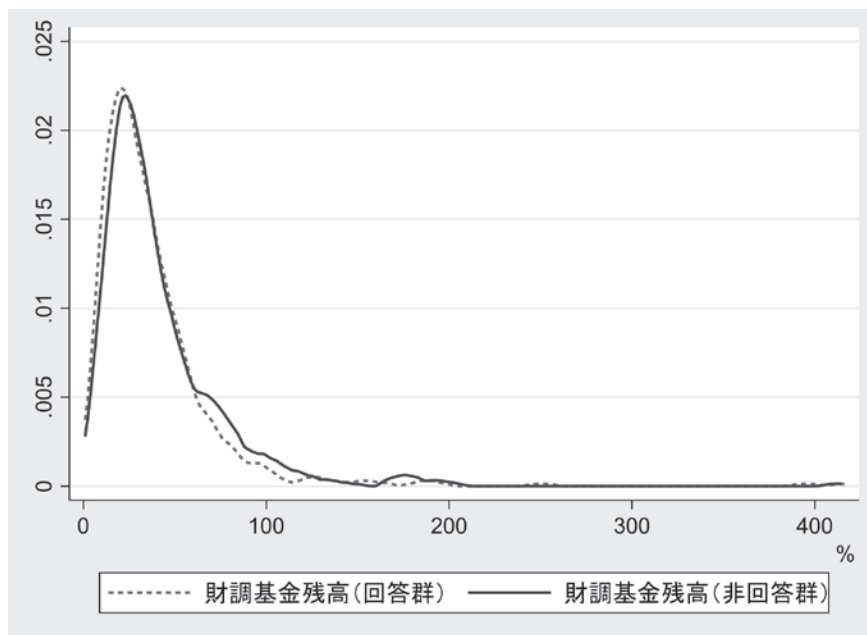
(注3) 類似団体区分は, 総務省「平成30年度類似団体別市町村財政指数表」を参照。

図1. 財政調整基金残高(標準財政規模比)の分布 回答群と非回答群の比較

(a) 都市



(b) 町村



(注1) 都市の回答群は464団体、非回答群は328団体。町村の回答群は513団体、非回答群は404団体。

(注2) カーネル密度推定。

Ⅲ. 財政調整基金残高に関する調査結果

1. 新型コロナウイルス感染症拡大前の望ましい財政調整基金残高

ここでは、まず、新型コロナウイルス感染症拡大前の財政状況において、財政調整基金残高（標準財政規模比）の各団体が望ましいと考えていた水準と実績について明らかにする。

表4には、望ましい財政調整基金残高（標準財政規模比）の基準についての回答割合を類似団体区分別に示している（問1）⁶⁾。ただし、基準の設定には多様な考え方があったことが想定されたために、複数回答を可としている。

回答のあった946団体で見ると、65.5%の団体が「標準財政規模の一定割合」を基準に定めており、ついで15.6%が「過去の実績から必要と判断された額」を基準に定めている。他方、「基準を定めていない」団体が6.1%であった。類似団体区分別に見ると、政令市と都市Ⅳ-01区分の団体以外では、「標準財政規模の一定割合」が最頻値であることが確認された。

そこで、表5には、回答団体における令和元年度（2019年度）決算時点の財政調整基金残高（行方向）と各団体が望ましいと考えていた財政調整基金残高（列方向）をそれぞれ標準財政規模比率（0～5%未満、5%～10%未満、10%～20%未満、20%～30%未満、30%～40%未満、40%～50%未満、

⁶⁾ 「(5)その他」は、(a)可能な範囲で積立、(b)過去の最低水準、(c)現状の残高維持、(d)歳出の一定割合、(e)財政計画で決定、(f)財調と繰越金を合わせた一定額・割合、(g)財調と他基金を合わせた一定額・割合、(h)将来の見通しに基づいて決定、(i)地方税収と同規模、(j)地方税収とその他財源を合わせた一定額、(k)独自の基準で設定、(l)類似団体の平均、(m)基準を定めていない、(n)判断できない、(o)多いほど良い、に分類した。

表5. 財政調整基金残高（標準財政規模比）の水準 令和元年度実績と望ましい水準の比較

(a) 回答団体数

		望ましい水準（標準財政規模比：％）									計
		0～5％	5～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～	100～	200～	
令和元年度実績	0～5％	3	9	15	1	1	0	0	0	0	29
	5～10	2	13	73	8	1	0	0	0	0	97
	10～20	1	14	153	79	8	3	2	0	0	260
	20～30	0	4	62	90	19	3	1	1	0	180
	30～40	0	0	11	46	22	6	12	0	1	98
	40～50	0	1	12	15	15	10	10	0	0	63
	50～100	0	1	5	18	7	9	28	5	2	75
	100～200	0	0	3	2	1	2	2	2	0	12
	200～	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	計	6	42	334	260	74	32	55	8	5	816

(b) 回答団体割合

		望ましい水準（標準財政規模比：％）									計
		0～5％	5～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～	100～	200～	
令和元年度実績	0～5％	10.3	31.0	51.7	3.4	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	5～10	2.1	13.4	75.3	8.2	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	10～20	0.4	5.4	58.8	30.4	3.1	1.2	0.8	0.0	0.0	100.0
	20～30	0.0	2.2	34.4	50.0	10.6	1.7	0.6	0.6	0.0	100.0
	30～40	0.0	0.0	11.2	46.9	22.4	6.1	12.2	0.0	1.0	100.0
	40～50	0.0	1.6	19.0	23.8	23.8	15.9	15.9	0.0	0.0	100.0
	50～100	0.0	1.3	6.7	24.0	9.3	12.0	37.3	6.7	2.7	100.0
	100～200	0.0	0.0	25.0	16.7	8.3	16.7	16.7	16.7	0.0	100.0
	200～	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	計	0.7	5.1	40.9	31.9	9.1	3.9	6.7	1.0	0.6	100.0

(注1) 977回答団体のうち、816団体が回答。

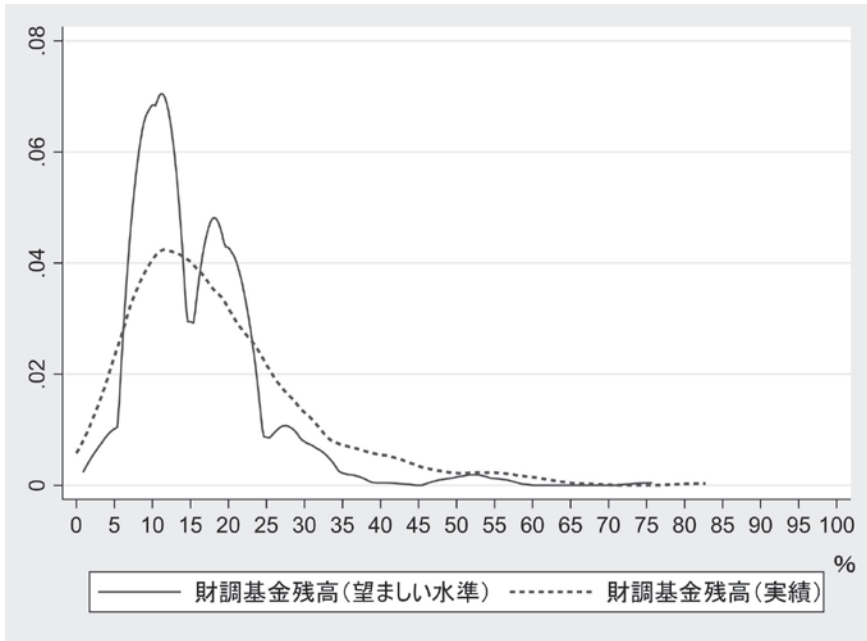
(注2) グレーの対角線上は実際の残高が望ましい残高と等しい、右上の領域は実際の残高よりも望ましい残高が大きい、左下の領域は実際の残高よりも望ましい残高が小さいことを示している。

50％～100％未満、100％～200％未満、200％以上）で示している。なお、回答のなかには、5～10％や10～20％のように幅を持たせたものが見られたため、幅が5％ポイント以内の場合は最小の値を、10％ポイント以上の場合は中央値を設定した。また、表4の通り、過去の実績や歳入等の一定割合等の基準を設定している団体が一定数確認されたものの、ここでは、すべて標準財政規模比に換算して、各団体の望ましい財政調整基金残高の分布を表している。

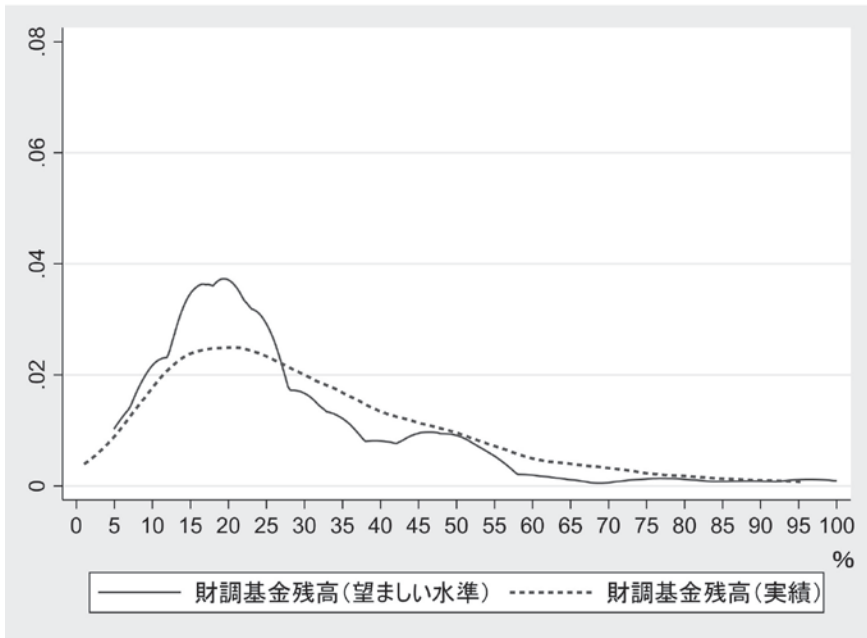
望ましい水準については、977回答団体のうち816団体が回答している。望ましい水準の最頻値は10

図2. 財政調整基金残高（標準財政規模比）の分布 令和元年度実績と望ましい水準の比較

(a) 都市



(b) 町村



(注1) 0%から100%までの範囲で図示。100%超は町村のみで11団体存在。

(注2) 図2の財政調整基金残高(実績)は図1の回答群と同じ(横軸の範囲の違いに注意)。

(注3) カーネル密度推定。

～20%の40.9%であり、ついで20～30%の31.9%である。実績も同様に、最頻値は10～20%の31.9%であり、ついで20～30%の22.1%である。表5の対角線上は、財政調整基金残高の令和元年度時点の実績と望ましい水準が同一であることを示している。まず、財政調整基金残高が20%未満の団体では、望ましい水準を実績かあるいはそれ以上の水準に定めている（つまり、対角線の右上に多く分布する）傾向がある。つぎに、20%以上から200%未満の団体では、対角線の左下に多く分布していることから、実績よりも望ましい水準を低く設定している傾向がある。ただし、200%以上保有している2団体は望ましい水準と実績が同水準である。

図2は、財政調整基金残高（標準財政規模比）の令和元年度実績と望ましい水準との分布を都市と町村別に見たものである。都市では、実績の分布（図2(a)点線）は10%から15%のピークに集中し、右に裾野が長い形をしている。他方、望ましい水準の分布（図2(a)実線）は10～15%と20～25%にツインピークを持つ形状をしている。都市では25%以上で顕著に実績よりも望ましい水準の分布が下に位置していることから、25%以上保有している団体の多くで、自団体が望ましいと考える水準よりも実際は多くの財政調整基金残高を保有していることが確認できる。

町村では、実績の分布（図2(b)点線）は右に裾野が広がる形状をしているが、15%から25%のピークは浅く、広範囲に分布が広がっている。他方、望ましい水準の分布（図2(b)実線）は15～25%にピークを持つ形状をしている。30%以上の水準で実績よりも望ましい水準の分布が下に位置していることから、30%以上保有している団体の多くで、自団体が望ましいと考える水準よりも実際は多くの財政調整基金残高を保有していることが確認できる。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大前後の望ましい財政調整基金残高

つぎに、新型コロナウイルス感染症拡大後の財政状況を踏まえた、各団体が望ましいと考える財政調整基金残高について（問2）、類似団体区別に明らかにする⁷⁾。

表6には、回答団体がコロナ後にどのような基準で望ましい財政調整基金残高を設定しているかを確認した結果を類似団体区別に示している。ただし、基準設定には多様な考え方があることが想定されたために、複数回答を可としている。回答のあった953団体で見ると、83.0%の団体が「変化なし」、ついで9.8%が「標準財政規模の一定割合」を変化させたと回答している。国からの新型コロナ対策交付金の継続を前提として80%以上が「変化なし」と回答したものと推察される。

表7では、新型コロナウイルス感染症拡大前（行方向）と拡大後（列方向）の財政状況においてそれぞれ市町村が望ましいと考える財政調整基金残高（標準財政規模比）を比較している。コロナウイルス感染症拡大後の望ましい残高について回答した661団体のうち、今後の望ましい水準の最頻値は感染症拡大前と同様に10～20%（41.8%）であり、ついで20～30%（33.1%）である。

まず、表7の対角線上は、感染症拡大前後における望ましい残高の水準が同一であることを示しており、すべてで80%以上が対角線上に位置している。つぎに、財政調整基金残高が5%以上から100%未満の団体では、望ましい水準を引き上げた（つまり、対角線の右上に移動した）傾向がある。他方、10%以上から100%未満の団体で、わずかに対角線の左下に移動した団体があり、望ましい水準を引き下げたことが確認できる。これは2020年度（令和2年度）に財政調整基金を取り崩したため、その水

⁷⁾ 「(5)その他」は、(a)今後増額を予定、(b)現状の残高維持、(c)今後検討、(d)設定困難、(e)国からの交付金次第で決定、に分類した。

表 7. 財政調整基金残高（標準財政規模比）の水準 新型コロナ拡大前後の望ましい水準の比較

(a) 回答団体数

		今後の望ましい水準（標準財政規模比：％）									計（前）
		0～5％	5～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～	100～	200～	
望ましい水準（％）	0～5％	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5～10	0	26	5	0	0	0	0	0	0	31
	10～20	0	2	264	24	4	0	0	0	0	294
	20～30	0	0	6	191	17	3	0	0	0	217
	30～40	0	0	1	2	48	3	1	0	0	55
	40～50	0	0	0	1	0	15	1	0	0	17
	50～100	0	0	0	0	0	1	34	1	0	36
	100～200	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
	200～	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	計（後）	1	28	276	219	69	21	36	8	3	661

(b) 回答団体割合

		今後の望ましい水準（標準財政規模比：％）									計（前）
		0～5％	5～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～	100～	200～	
望ましい水準（％）	0～5％	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	5～10	0.0	83.9	16.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	10～20	0.0	0.7	89.8	8.2	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	20～30	0.0	0.0	2.8	88.0	7.8	1.4	0.0	0.0	0.0	100.0
	30～40	0.0	0.0	1.8	3.6	87.3	5.5	1.8	0.0	0.0	100.0
	40～50	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	88.2	5.9	0.0	0.0	100.0
	50～100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	94.4	2.8	0.0	100.0
	100～200	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
	200～	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	計（後）	0.2	4.2	41.8	33.1	10.4	3.2	5.4	1.2	0.5	100.0

(注) 割合は単位：％。

準を基にして望ましい水準を再設定した可能性が考えられる。

表 8 は、感染症拡大前の望ましい財政調整基金残高（行方向）と拡大前後の望ましい財政調整基金残高の変化（列方向）との関係をまとめたものである。

回答団体全体でみると、上述の通り、変化なし（つまり 0）が 82.3% で最大であり、増加させた団体は 14.4%、減少させた団体は 3.3% である。規模別では、5% 以上 100% 未満に属する団体が望ましい水準を引き上げており、特に、50～100% の 36 団体のうち、25%（9 団体）が 10 から 40 ポイント引き上げた。

図 3 は、新型コロナウイルス感染症拡大前後の財政調整基金残高の望ましい水準の分布を都市と町村

表8. 財政調整基金残高(標準財政規模比)の水準 新型コロナ拡大前後の望ましい水準の変化

		望ましい水準の変化(ポイント)											
		~-15	~-10	~-5	-5~0	0	0~5	5~	10~	15~	20~	30~40	計
望ましい水準(%)	0~5%	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	5~10	0	0	0	0	24	4	3	0	0	0	0	31
	10~20	0	0	1	5	245	6	17	15	2	3	0	294
	20~30	0	0	5	4	178	1	12	14	1	2	0	217
	30~40	0	2	2	1	45	0	1	3	0	1	0	55
	40~50	1	0	0	0	15	0	1	0	0	0	0	17
	50~100	0	1	0	0	26	0	0	5	1	1	2	36
	100~200	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7
	200~	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	計	1	3	8	10	544	11	34	37	4	7	2	661

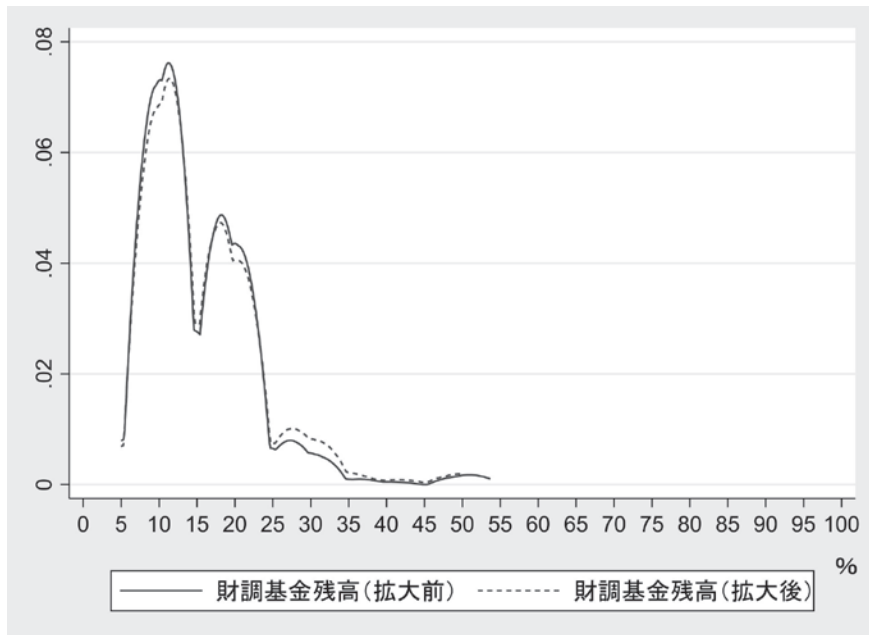
		望ましい水準の変化(ポイント)											
		~-15	~-10	~-5	-5~0	0	0~5	5~	10~	15~	20~	30~40	計
望ましい水準(%)	0~5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	5~10	0.0	0.0	0.0	0.0	77.4	12.9	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	10~20	0.0	0.0	0.3	1.7	83.3	2.0	5.8	5.1	0.7	1.0	0.0	100.0
	20~30	0.0	0.0	2.3	1.8	82.0	0.5	5.5	6.5	0.5	0.9	0.0	100.0
	30~40	0.0	3.6	3.6	1.8	81.8	0.0	1.8	5.5	0.0	1.8	0.0	100.0
	40~50	5.9	0.0	0.0	0.0	88.2	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	50~100	0.0	2.8	0.0	0.0	72.2	0.0	0.0	13.9	2.8	2.8	5.6	100.0
	100~200	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	200~	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	計	0.2	0.5	1.2	1.5	82.3	1.7	5.1	5.6	0.6	1.1	0.3	100.0

(注)「望ましい規模の変化」は新型コロナ拡大前の望ましい水準と今後の望ましい水準との差(単位:ポイント).

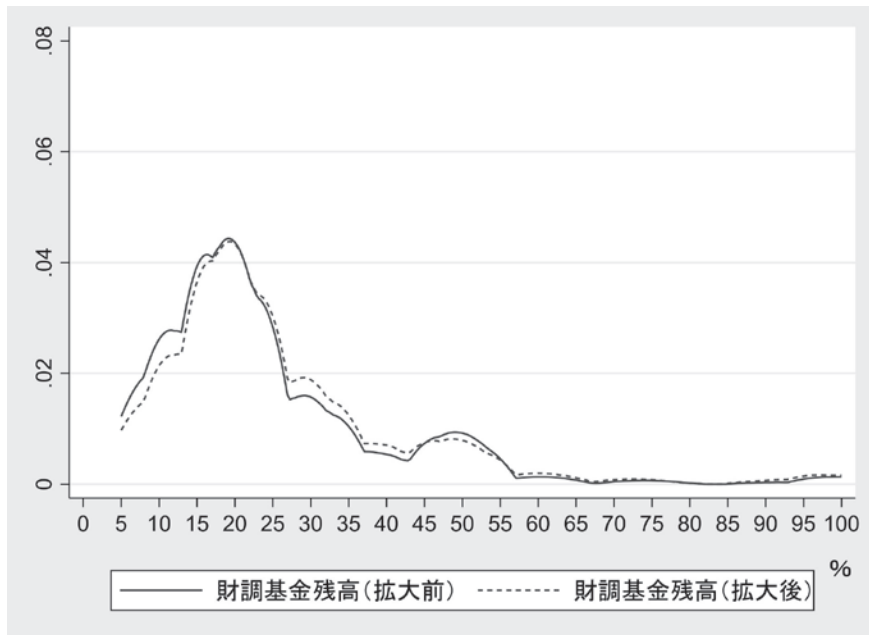
別に見たものである。都市では、新型コロナ拡大後の分布(図3(a)点線)が拡大前(図3(a)実線)よりも(わずかではあるが)10%から20%の範囲で減少した一方で25%から50%の範囲で増加したことが確認できる。町村では、拡大後の分布(図3(b)点線)が拡大前(図3(b)実線)よりも5%から20%の範囲で減少した一方で25%から45%の範囲で増加したことが確認できる。

図 3. 財政調整基金残高（標準財政規模比）の分布 新型コロナ拡大前後の望ましい水準の比較

(a) 都市



(b) 町村



(注 1) 0%から100%までの範囲で図示。100%超は町村のみで11団体存在。

(注 2) カーネル密度推定。

IV. 参照団体

表9には、各団体が財政運営において、財政状況や財政指標の比較、財政調整基金の水準等を決定する際に参照する団体（グループ）についてまとめている（問3）。参照団体については976団体から回答が得られ、複数グループを参照している団体があることが想定されたため複数回答を可とした⁸⁾。回答団体全体では、976団体の回答数が1,613回であることから、平均して1.65回存在している（回答数割合 $165.3\% = 1,613 \text{ 回} / 976 \text{ 団体} \times 100$ ）。

まず、「参照団体無し」と回答した団体は15.3%であった。政令市、中核市及び特例市では「参照団体無し」と回答した団体は存在していない。他方、町村I-0で「参照団体無し」の割合が31.7%と高いのは、このグループは人口等がかなり小規模であることや同様の地理的環境にある団体が存在しないことが理由として挙げられる。

つぎに、参照団体がある団体のうち、「隣接団体」と回答した割合が49.4%であることから、財政運営において半数程度が隣接団体を参照していることが確認できる。また、3分の1程度の団体が「同一都道府県内の類似団体」や「全国の類似団体の平均値」を参照している。他方、「人口や財政等の規模が大きい団体」を参照しているのは1.7%とわずかである。ただ、人口規模の大きい都市IV-23や町村V-12でこの割合が比較的高く、前者は特例市や中核市、後者は都市を参照している。

政令市はすべて同じ政令指定都市を参照しているが、22%は政令市の平均値を参照している。中核市は67%が同じ中核市、40%程度が同一都道府県内の中核市と全国の中核市の平均値を参照している。特例市は47%が同じ特例市、3分の1前後が隣接団体、同一都道府県内の特例市、全国の特例市の平均値を参照している。

政令市、中核市、特例市では同規模団体を参照していたのに対して、都市では、類似団体よりも、隣接する団体を参照する割合が最も高い傾向があり、町村でも同様の傾向が確認される。

⁸⁾ 「(7)その他」の参照団体として、(a)同一都道府県内の団体、(b)同一都道府県内団体の平均値、(c)隣接していなくても近隣に位置する団体（近隣団体）、(d)地理的環境が似た団体、(e)同一地方（九州地方等）の県庁所在都市、(f)都道府県、(g)財政状況が健全な団体、(h)財政状況が厳しい団体が挙げられた。

V. 財政健全化策

1. 財政健全化策⁹⁾

表10では、地方財政健全化法施行後の過去10年程度の期間において、財政健全化策や財源不足額解消のために採用した対策について、類似団体区分別にまとめている(問4)¹⁰⁾。

財政健全化策については974団体から回答が得られた(複数回答可)。974団体の回答数が9,089回であることから、各団体は平均して9.3の対策を実施している(回答数割合933% = 9,089回 / 974団体 × 100)。「未実施」には1.1%の団体が回答した。歳入確保策では、84%が「新たな財源の模索」、77%が「地方税徴収率の向上や滞納整理」、76%が「財政調整基金の取り崩し」を実施したことが確認できる。歳出削減策では、68%が「全部局にわたる予算削減」、67%が「新規公共事業の選別や先送り」、57%が「公共施設への民間委託、指定管理者制度の導入」を実施したことが確認できる。

都市と町村の回答数割合を比較すると、政令市は平均16.2の対策、中核市は平均13.5の対策、政令市は平均11.9の対策を実施し、都市でも(2市のみが属するIV-01を除けば)10対策以上を実施している。他方で、町村では平均して6から7の対策しか行われていない。

歳入確保策では、「新たな財源の模索」(ふるさと納税等)は同程度に実施されているものの、都市と比べて町村では「資産売却」、「使用料・手数料の改定」及び「地方税徴収率の向上や滞納整理」の実施率が低く、「財政調整基金の取り崩し」が高い。また、歳出削減策では「新規公共事業の選別や先送り」はほぼ同程度で実施されているものの、「公共施設の民間委託」、「民間委託する業務の拡大」、「公共施設の統廃合」、「職員数の削減」及び「全部局にわたる予算削減」では、町村の実施率が低いことが確認できる。区分別に見た場合、人口規模の大きい団体では、財政健全化策の実施率が高いことから、この期間において厳しい財政状況にあったといえる¹¹⁾。

2. 優先順位

表11では、表10の財政健全化策のうち、今後5年程度の財政運営において優先順位の高い対策を、類似団体区分別にまとめている。優先順位の高い3つの対策に加え、表10の選択肢以外の対策がある場合は追加での回答を可とした。915団体の回答数が2,663回であることから、各団体は平均して2.9の対策を挙げている(回答数割合291.0% = 2,663回 / 915団体 × 100)。

表11より、歳入確保策では、34.5%が「新たな財源の模索」、6.8%が「使用料・手数料の改定」、6.2%が「地方税徴収率の向上や滞納整理」の実施を挙げたことが確認できる。歳出削減策では、49%が「公共施設の統廃合」、39%が「全部局にわたる予算削減」、34%が「新規公共事業の選別や先送り」、21%が「単独事業の削減」を挙げている。

都市と町村の歳入確保策を、政令市、中核市及び特例市と比較すると、「新たな財源の模索」を挙げる

⁹⁾ 財政健全化策は河村(1998)表8-2を参考にして作成している。

¹⁰⁾ 表10と表11の「(9)その他の歳入確保策」は、(a)基金取崩・活用(減債基金・特定目的基金)、(b)地方債の活用(交付税措置の大きい有利な地方債の発行)、(c)補助金活用、(d)税活用(法定外普通税等の導入)、(e)行革プランの策定・実施、(f)ネーミングライツ、(g)広告収入等、(h)企業誘致、(i)人口対策(定住促進)、(j)基金運用(運用改善)、(k)財産活用(財産貸付)に分類し、「(26)その他の歳出削減策」は、(l)地方債発行の抑制、(m)繰り上げ償還、(n)PPP/広域化、(o)人件費抑制(首長や特別職の給与削減等)、(p)ICT活用(RPAやAI活用、DX等)に分類した。

¹¹⁾ 財政健全化策と財政状況(実質公債費比率)との関係は付表2を参照。

割合が高い一方で、「徴税率の向上」と「資産売却」の優先順位が低いこと、歳出削減策は「単独事業の削減」や「繰出金の削減」の優先順位が高く、「全部局にわたる予算削減」が低いことが確認できる。

VI. まとめ

本質問紙調査の主な集計結果をまとめると、以下の通りである。

第1に、本調査の回答団体の構成は、実際の市町村の類似団体区分を反映したものとなっている。都道府県別分布も同様に実際の市町村分布を反映したものとなっている。さらに、財政調整基金残高（標準財政規模に対する割合）の分布は、回答団体と非回答団体で有意に差がないことが確認された。

第2に、財政調整基金を積み立てる基準として、標準財政規模の一定割合を採用する団体が3分の2弱程度であること、令和元年度決算で見た財政調整基金残高（標準財政規模比）の分布の最頻値は10～20%で、市町村が望ましいと考える水準の最頻値は10～20%であることが確認された。ただし、財政調整基金残高（標準財政規模比）が20%未満の団体では、望ましい水準を実際の残高かあるいはそれ以上の水準に定めている一方で、20%以上から200%未満の団体では、実際に保有する残高の水準よりも望ましい水準を低く設定する傾向が確認された。逆に言えば、実際により多くの財政調整基金残高保有している団体ほど、望ましいと考える以上に財政調整基金残高を保有してきたことが確認された。

第3に、新型コロナウイルス感染症拡大後の望ましい財政調整基金残高の水準は83%が「変化なし」と回答した。これは国からの新型コロナ対策交付金の継続を前提として「変化なし」と回答したものと推察される。また、交付金を前提としていることから、水準を引き上げた団体（全体の14%）でも変化は小さく、今後の望ましい水準の最頻値は以前の水準と同じ標準財政規模の10～20%であることが確認された。

第4に、参照団体について調査した結果、同一都道府県内の隣接・近隣自治体と類似団体、全国の類似団体の平均値が多いことが確認された。

第5に、健全化法施行後の財政健全化策について調査した結果、財政健全化策は98.9%の団体で実施されてきたが、歳入確保策は「新たな財源の模索」、「地方税徴収率の向上や滞納整理」、「財政調整基金の取り崩し」の順で多く実施され、歳出削減策は「全部局にわたる予算削減」、「新規公共事業の選別や先送り」、「公共施設への民間委託、指定管理者制度の導入」の順で多く実施されたことが確認された。また、政令市は平均16.2、中核市は平均13.5、政令市は平均11.9を実施し、都市ではほぼ10対策以上を実施していたが、町村では平均して6～7の対策しか行われていないことも確認された。

新型コロナウイルス感染症拡大前に財政調整基金残高の急激な積み増しが行われた要因が地方自治体の将来の予算制約の回避志向やリスク回避志向が過度に増大したためであるならば¹²⁾、こうした合理性を欠いた基金保有は、国民経済的観点からみて大きな機会損失をもたらしている可能性がある。にもかかわらず、地方自治体が保有する財政調整基金残高の合理的な水準についての議論は皆無であった。したがって、市町村財政における合理的・最適な水準を推定すること、市町村にとっての財政調整基金残高の望ましい水準、実際の水準及び合理的・最適な水準との関係を明らかにすること、さらに、本調査で明らかになった市町村間の相互参照行動が財政調整基金の積み立てに与える影響を分析することが今後の課題である。

¹²⁾ 近年の財政調整基金の積立の実態は鷲見（2019）を参照。

付表.

(1) 回答団体の都道府県別分布

回答団体と全団体の都道府県分布差を見ると、北海道の町村で1.7ポイント過小である以外は、分布差が絶対値で1ポイント以内に収まっていることから、回答団体は地理的分布を反映しているといえることができる。

付表1. 回答団体と全団体の都道府県分布

	回答団体			全団体			回答団体分布			全団体分布			分布差		
	都市	町村	計	都市	町村	計	都市	町村	計	都市	町村	計	都市	町村	計
北海道	17	72	89	35	144	179	3.7	14.0	9.1	4.4	15.7	10.5	-0.8	-1.7	-1.4
青森県	5	18	23	10	30	40	1.1	3.5	2.4	1.3	3.3	2.3	-0.2	0.2	0.0
岩手県	11	10	21	14	19	33	2.4	1.9	2.1	1.8	2.1	1.9	0.6	-0.1	0.2
宮城県	10	12	22	14	21	35	2.2	2.3	2.3	1.8	2.3	2.0	0.4	0.0	0.2
秋田県	9	9	18	13	12	25	1.9	1.8	1.8	1.6	1.3	1.5	0.3	0.4	0.4
山形県	7	14	21	13	22	35	1.5	2.7	2.1	1.6	2.4	2.0	-0.1	0.3	0.1
福島県	8	23	31	13	37	50	1.7	4.5	3.2	1.6	4.0	2.9	0.1	0.4	0.2
茨城県	21	8	29	32	12	44	4.5	1.6	3.0	4.0	1.3	2.6	0.5	0.3	0.4
栃木県	6	7	13	14	11	25	1.3	1.4	1.3	1.8	1.2	1.5	-0.5	0.2	-0.1
群馬県	9	15	24	12	23	35	1.9	2.9	2.5	1.5	2.5	2.0	0.4	0.4	0.4
埼玉県	20	16	36	40	23	63	4.3	3.1	3.7	5.1	2.5	3.7	-0.7	0.6	0.0
千葉県	24	9	33	37	17	54	5.2	1.8	3.4	4.7	1.9	3.2	0.5	-0.1	0.2
東京都	12	7	19	26	13	39	2.6	1.4	1.9	3.3	1.4	2.3	-0.7	-0.1	-0.3
神奈川県	10	5	15	19	14	33	2.2	1.0	1.5	2.4	1.5	1.9	-0.2	-0.6	-0.4
新潟県	14	8	22	20	10	30	3.0	1.6	2.3	2.5	1.1	1.8	0.5	0.5	0.5
富山県	7	1	8	10	5	15	1.5	0.2	0.8	1.3	0.5	0.9	0.2	-0.4	-0.1
石川県	6	4	10	11	8	19	1.3	0.8	1.0	1.4	0.9	1.1	-0.1	-0.1	-0.1
福井県	6	5	11	9	8	17	1.3	1.0	1.1	1.1	0.9	1.0	0.2	0.1	0.1
山梨県	10	10	20	13	14	27	2.2	1.9	2.0	1.6	1.5	1.6	0.5	0.4	0.5
長野県	15	35	50	19	58	77	3.2	6.8	5.1	2.4	6.3	4.5	0.8	0.5	0.6
岐阜県	13	15	28	21	21	42	2.8	2.9	2.9	2.7	2.3	2.5	0.2	0.6	0.4
静岡県	15	6	21	23	12	35	3.2	1.2	2.1	2.9	1.3	2.0	0.3	-0.1	0.1
愛知県	22	8	30	38	16	54	4.7	1.6	3.1	4.8	1.7	3.2	-0.1	-0.2	-0.1
三重県	12	12	24	14	15	29	2.6	2.3	2.5	1.8	1.6	1.7	0.8	0.7	0.8
滋賀県	9	5	14	13	6	19	1.9	1.0	1.4	1.6	0.7	1.1	0.3	0.3	0.3
京都府	6	5	11	15	11	26	1.3	1.0	1.1	1.9	1.2	1.5	-0.6	-0.2	-0.4
大阪府	22	4	26	33	10	43	4.7	0.8	2.7	4.2	1.1	2.5	0.6	-0.3	0.1
兵庫県	19	5	24	29	12	41	4.1	1.0	2.5	3.7	1.3	2.4	0.4	-0.3	0.1
奈良県	9	12	21	12	27	39	1.9	2.3	2.1	1.5	2.9	2.3	0.4	-0.6	-0.1
和歌山県	4	8	12	9	21	30	0.9	1.6	1.2	1.1	2.3	1.8	-0.3	-0.7	-0.5
鳥取県	3	9	12	4	15	19	0.6	1.8	1.2	0.5	1.6	1.1	0.1	0.1	0.1
島根県	6	7	13	8	11	19	1.3	1.4	1.3	1.0	1.2	1.1	0.3	0.2	0.2
岡山県	5	7	12	15	12	27	1.1	1.4	1.2	1.9	1.3	1.6	-0.8	0.1	-0.4
広島県	8	6	14	14	9	23	1.7	1.2	1.4	1.8	1.0	1.3	0.0	0.2	0.1
山口県	6	4	10	13	6	19	1.3	0.8	1.0	1.6	0.7	1.1	-0.3	0.1	-0.1
徳島県	3	8	11	8	16	24	0.6	1.6	1.1	1.0	1.7	1.4	-0.4	-0.2	-0.3
香川県	4	3	7	8	9	17	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.0	-0.1	-0.4	-0.3
愛媛県	5	6	11	11	9	20	1.1	1.2	1.1	1.4	1.0	1.2	-0.3	0.2	0.0
高知県	4	9	13	11	23	34	0.9	1.8	1.3	1.4	2.5	2.0	-0.5	-0.8	-0.7
福岡県	16	21	37	29	31	60	3.4	4.1	3.8	3.7	3.4	3.5	-0.2	0.7	0.3
佐賀県	8	4	12	10	10	20	1.7	0.8	1.2	1.3	1.1	1.2	0.5	-0.3	0.1
長崎県	3	5	8	13	8	21	0.6	1.0	0.8	1.6	0.9	1.2	-1.0	0.1	-0.4
熊本県	7	18	25	14	31	45	1.5	3.5	2.6	1.8	3.4	2.6	-0.3	0.1	-0.1
大分県	7	2	9	14	4	18	1.5	0.4	0.9	1.8	0.4	1.1	-0.3	0.0	-0.1
宮崎県	5	11	16	9	17	26	1.1	2.1	1.6	1.1	1.9	1.5	-0.1	0.3	0.1
鹿児島県	10	13	23	19	24	43	2.2	2.5	2.4	2.4	2.6	2.5	-0.2	-0.1	-0.2
沖縄県	6	12	18	11	30	41	1.3	2.3	1.8	1.4	3.3	2.4	-0.1	-0.9	-0.6
計	464	513	977	792	917	1,709	100	100	100	100	100	100	—	—	—

(2) 財政健全化策と財政状況

財政健全化策を「未実施」と回答したのは、実質公債費比率が0%未満と0～5%未満の財政状況が良い団体の割合が高い。財政健全化策は実質公債費比率が高い（悪化した）団体ほど多く採用しており、0%未満では平均8.1対策であるが、18%以上の団体では14.7対策である。歳出削減策では財政状態が良い団体ほど実施率が低く、財政状況が悪化するにつれて対策が増える傾向が顕著である。歳入確保策では、新たな財源の模索で同様の傾向が確認される。また、歳入確保策ではネーミングライツや広告収入、企業誘致、財産活用等、歳出削減策ではICT活用が財政状況が良い団体ほど実施されている傾向も確認される。

付表2. 財政健全化策（実質公債費比率区分）

	- 0%	0% -	5 -	10 -	12.5 -	15 -	18 -	計
(1) 未実施	5.4	2.6	0.6	0.7	0.0	0.0	0.0	1.1
(2) 地方税徴収率の向上	73.0	80.4	76.9	74.1	72.3	77.3	100.0	76.8
(3) 超過課税の採用	2.7	6.2	7.7	6.8	3.1	27.3	33.3	7.3
(4) 法定外目的税の導入	2.7	0.5	0.8	0.7	3.1	4.5	0.0	1.0
(5) 使用料・手数料の改定	45.9	42.3	35.4	35.4	44.6	54.5	33.3	38.2
(6) 財政調整基金の取り崩し	70.3	71.6	76.3	79.6	78.5	68.2	100.0	75.7
(7) 資産売却	32.4	47.4	44.5	42.9	49.2	59.1	100.0	45.2
(8) 新たな財源の模索	73.0	77.8	87.5	80.3	90.8	95.5	100.0	84.4
(9) その他歳入確保策								
(a) 基金取崩・活用	0.0	1.0	1.6	3.4	0.0	4.5	0.0	1.6
(b) 地方債の活用	2.7	1.5	3.8	4.8	1.5	0.0	0.0	3.2
(c) 補助金活用	10.8	1.0	1.6	1.4	0.0	4.5	0.0	1.7
(d) 税活用	0.0	0.5	0.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.4
(e) 行革プラン	0.0	1.0	0.4	0.0	1.5	0.0	33.3	0.6
(f) ネーミングライツ	2.7	2.6	1.0	0.7	4.6	4.5	0.0	1.6
(g) 広告収入等	5.4	5.2	1.8	0.7	1.5	4.5	0.0	2.5
(h) 企業誘致	8.1	2.1	2.4	1.4	1.5	0.0	0.0	2.3
(i) 人口対策	0.0	0.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
(j) 基金運用	2.7	1.5	1.4	2.0	0.0	0.0	0.0	1.4
(k) 財産活用	2.7	0.5	0.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.5
(10) 全部局にわたる予算削減	62.2	69.1	65.2	71.4	72.3	86.4	100.0	67.9
(11) 不効率な部局の予算削減	10.8	19.1	20.0	15.6	18.5	45.5	0.0	19.2
(12) 職員給与削減	13.5	19.1	18.4	21.1	36.9	45.5	66.7	20.7
(13) 議員報酬の削減	5.4	6.2	10.5	9.5	15.4	27.3	33.3	10.1
(14) 職員数の削減	37.8	43.8	50.6	52.4	55.4	81.8	66.7	50.1
(15) 扶助費の削減	8.1	9.8	9.9	9.5	6.2	4.5	33.3	9.4
(16) 物件費の削減	27.0	40.7	51.2	49.7	63.1	54.5	66.7	48.9
(17) 維持補修費の削減	13.5	24.2	24.1	26.5	40.0	45.5	66.7	25.8
(18) 補助金の削減	35.1	36.1	44.9	41.5	60.0	50.0	66.7	43.4
(19) 特別会計等への繰出金の削減	10.8	20.1	23.7	24.5	30.8	22.7	33.3	23.1
(20) 投資的経費（単独事業）の削減	32.4	39.7	49.4	45.6	61.5	72.7	66.7	47.6
(21) 投資的経費（補助事業）の削減	13.5	12.9	16.8	17.0	33.8	36.4	33.3	17.6
(22) 新規公共事業の選別や先送り	62.2	66.0	69.6	54.4	73.8	86.4	100.0	67.0
(23) 公共施設の統廃合	32.4	39.2	43.7	49.0	43.1	59.1	66.7	43.5
(24) 公共施設の民間委託	59.5	62.4	57.1	49.7	56.9	68.2	66.7	57.4
(25) 民間委託の拡大	35.1	29.4	28.5	22.4	26.2	50.0	66.7	28.4
(26) その他歳出削減策								
(1) 地方債抑制	2.7	2.1	1.2	2.7	0.0	0.0	0.0	1.5
(m) 繰り上げ償還	2.7	2.1	2.0	1.4	3.1	9.1	0.0	2.2
(n) PPP/広域化	0.0	0.5	2.2	2.7	0.0	9.1	33.3	2.0
(o) 人件費抑制	0.0	0.5	1.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.7
(p) ICT活用	2.7	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
回答数割合	808	890	935	903	1,049	1,264	1,467	933
回答団体割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数計	299	1,726	4,733	1,327	682	278	44	9,089
回答団体計	37	194	506	147	65	22	3	974

参考文献

- 河村和徳「財政再建策の諸類型」『地方自治の実証分析－日米韓3カ国の比較研究－』（小林良彰編）慶応義塾大学出版会、1998年、181～214ページ。
- 鷺見英司「財政調整基金の合理的水準に関する予備的考察」『新潟大学経済論集』第106号、2019年、59～85ページ。

地方公共団体の財政調整基金残高と財政健全化策に関する質問紙調査

貴団体名	都・道・府・県	市・町・村
------	---------	-------

※団体名をご記入いただく理由は、ご回答いただいた情報を、人口等の社会経済指標や財政指標等と関連付けて統計的に処理するためです(例:人口規模別の回答状況を示すなど)。団体名を公表することはありません。

問 1. **新型コロナウイルス感染症拡大前の財政状況において**、貴団体が望ましいと考えていた財政調整基金残高の規模について、以下の 1～5 から選択し該当する番号に○をつけてください。(複数の考えがある場合は複数選択可)

番号	望ましい財政調整基金残高の規模	具体的に
1	標準財政規模の一定割合	%
2	歳入規模の一定割合	%
3	一般財源の一定割合	%
4	過去の実績（災害等での取崩）から必要と判断された額	円
5	その他：（具体的に）	

問 2. **新型コロナウイルス感染症拡大後の財政状況を踏まえた場合**、貴団体が望ましいと考える財政調整基金残高の規模には変化がありましたか。貴団体が今後望ましいと考える財政調整基金残高の規模について、以下の 1～6 から選択し、該当する番号に○をつけてください。(複数の考えがある場合は複数選択可)

番号	望ましい財政調整基金残高の規模	具体的に
1	標準財政規模の一定割合	%
2	歳入規模の一定割合	%
3	一般財源の一定割合	%
4	今年度の実績や今後の見通しから必要と考えられる額	円
5	その他：（具体的に）	
6	変化なし	

問 3. 貴団体が財政運営の参考にする他団体はありますか(財政状況や財政指標等の比較をする場合など)。以下の 1～7 から選択し、該当する番号に○をつけてください。(複数ある場合は複数選択可)

番号	参考にする団体	具体的な団体名(複数可)
1	自団体よりも人口・財政規模が大きい団体	
2	自団体と人口・財政規模が同程度の団体	
3	隣接団体	
4	同一都道府県内の類似団体	
5	全国の類似団体の平均値	
6	特に参考にしていない	
7	その他：（具体的に）	

問4. 貴団体は(新型コロナウイルス感染症拡大前の)過去10年程度の期間において、財政健全化や予算編成における財源不足額解消のためにどのような対策を採用してきましたか。以下の1~26から選択し、該当する番号すべてに○をつけてください。ただし、担当者が変わり、お分かりにならない場合は近年の対策で結構です。

番号	過去10年程度で実施した財政健全化策, 財源不足額の解消策	
1	財政健全化の必要がなく、実施していない	歳入確保策
2	地方税の滞納整理, 徴収率の向上	
3	超過課税の採用	
4	法定外目的税の導入	
5	使用料・手数料の改定	
6	財政調整基金の取り崩し	
7	資産売却	
8	新たな財源の模索(ふるさと納税など)	
9	その他の歳入確保策:(具体的に)	
10	全部局にわたる予算削減	歳出削減策
11	不効率な部局の予算削減	
12	職員給与削減	
13	議員報酬の削減	
14	職員数の削減(退職者不補充, 職員採用の抑制)	
15	扶助費の削減	
16	物件費の削減	
17	維持補修費の削減	
18	補助金の削減	
19	特別会計等への繰出金の削減	
20	投資的経費(単独事業)の削減	
21	投資的経費(補助事業)の削減	
22	新規公共事業の選別や先送り	
23	公共施設の統廃合	
24	公共施設の民間委託, 指定管理者制度の推進	
25	民間委託を実施する業務の拡大	
26	その他の歳出削減策:(具体的に)	

また、今後の5年程度の財政運営において、貴団体が財政健全化を必要とする場合、優先度の高い財政健全化策は何ですか。上記の2~26の対策から3つまでお答えください。また、上記以外の対策が必要な場合は具体的に教えてください。なお、財政健全化の必要がない場合はご回答いただくことなく結構です。

	1つ目	2つ目	3つ目	上記以外の財政健全化策(具体的に)
番号				

※順番は任意で結構です。

ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、**12月25日(金)まで**に、同封の返信封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。